

# 秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車(新車)、自動車部分品

・附属品小売業最低賃金専門部会

## 議 事 錄

令和7年度 第2回

令和7年11月5日(水)開催

1 日 時 令和7年11月5日(水) 9時55分～10時50分

2 場 所 秋田第二合同庁舎 1階会議室

3 出席者

公益委員	3名中2名出席
	伊藤慎一 嵯峨 宏
労働者委員	3名中2名出席
	小野寺郁哉 保坂 元
使用者委員	3名中2名出席
	伊藤 修 佐々木俊幸

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長  
佐藤賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議題

- (1) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の金額審議について
- (2) その他

5 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和7年度第2回「秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金専門部会」を開催致します。本日は、公益代表委員2名、労働者代表委員2名、使用者代表委員2名、合計6名の委員がご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める定数以上の出席が得られましたので、本専門部会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席委員は、公益代表 堀井委員、労働者代表 三浦委員、使用者代表 小河原委員でございます。

それでは、これから議事進行は伊藤部会長にお願いいたします。

○伊藤部会長

それでは審議に入ります。本日審議する議題は、議題1「秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の金額審議について」、議題2「その他」となっております。

審議を開始するに当たり、事務局から何か説明することはありますか。

○我妻賃金指導官

私の方からお手元にお配りしました、全国の自動車小売業最低賃金改定状況、昨日 11 月 4 日現在について説明させていただきます。第 1 回でお配りした物から変更となったところですが、大阪について必要性審議中でしたが必要性なし、福島においては申出状況不明でしたが改正の申出がなされており、こちらは必要性ありで現在金額審議中であります。鹿児島ですが、62 円引上げの 1,048 円、発効日は法定発効の 12 月 28 日で 10 月 29 日結審しております。私からの説明は以上です。

○伊藤部会長

ただ今の説明について何かご質問ございますか。

○嵯峨委員

岩手の状況はどのようにになっておられるのですか。

○我妻賃金指導官

岩手は金額審議中で、次回は 11 月 5 日から 6 日の審議予定となっておりました。

○伊藤部会長

ほかにございますか。

特にないようですので、今のご説明を踏まえて次に進みます。それでは、議題 1 の金額審議を行います。前回、労使双方からは、発効日を含めた「基本的考え方」及び「金額提示」をいただきました。労働者側は令和 8 年 3 月 31 日から時間額を 69 円引上げて 1,049 円、使用者側は令和 8 年 3 月 31 日から時間額を 52 円引上げて 1,032 円で労使の差額は 17 円となっておりますが、各側から補充意見等ありますでしょうか。

なければ、本日の審議の進め方ですが、いかがいたしましょうか。

○保坂委員

公労、公使でお願いします。

○伊藤部会長

それでは、別室にて公労、公使会議でご意見を伺い、審議を進めることといたします。

労使でどちらが先に行いたいという希望はございますか。

労働者側から行いたいと思いますが、よろしいですか。

○委員多数

はい。

○伊藤部会長

それでは、これから会議は、秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程第8条第2項目により「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当することから、非公開としてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

それでは、これ以降の審議を非公開とします。

それでは、まず、公益委員が協議した後、労働者側からお呼びしますので、よろしくお願いします。

個別会議の場所がどこになるか、事務局からお知らせ下さい。

○我妻賃金指導官

公労、公使個別会議の場所として、3階の会議室を確保しておりますので、よろしくお願いします。

【 公労会議・公使会議 別紙「議事要旨」 】

○伊藤部会長

それでは、審議を再開します。本日の協議において、労使の合意がありました。その内容は、令和8年3月31日から、時間額52円引上げて1,032円と決定するということです。よろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

それでは全会一致で結審しましたので、令和7年度審議方針1の(1)のエに定める「各専門部会に於いて各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。」により本専門部会の決議をもって審議会の決議とします。

事務局の事務手続きのため、しばらく休憩します。  
事務局は答申の準備をしてください。

## 【 中 断 】

○伊藤部会長

それでは、事務局の準備が整ったようですので、再開します。  
事務局で答申文案を配付して読み上げてください。

○佐藤賃金室長

それでは、答申文案を読み上げます。

---

(案)

令和7年11月5日

秋田労働局長

山本 博之 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 白木 智昭

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年9月10日付け秋労発基0910第1号をもって貴職から諮問のあつた標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

秋田県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満又は65歳以上の者

（2）雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

（3）清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,032円
  - 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
  - 6 効力発生の日  
令和8年3月31日
- 

以上です。

○伊藤部会長

ただ今の、答申文案でご異議ございませんか。

○委員多数

異議なし。

○伊藤部会長

それでは、答申します。

### 【 局長に答申文を手渡す 】

○伊藤部会長

ここで、局長から、ご発言があるそうです。

○山本労働局長

秋田労働局長の山本でございます。

皆様には、日頃より最低賃金審議会の運営にご尽力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

ただ今、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定にあたりまして答申をいただきました。皆様方には大変お忙しい中、精力的にご審議を進めていただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

本日いただきました答申に基づきまして、秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金改正決定手続きを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○伊藤部会長

ありがとうございました。

続いて、議題2の「その他」について、事務局から何かありますか。

○佐藤賃金室長

本日答申いただきましたので、異議申し出の公示を本日行います。また、ほかの特定最賃と併せて特定最賃の改定について、後日事務局から記者発表させていただきます。

専門部会での審議経過など最低賃金の改定に関する取材については、事務局が対応いたしますので、記者から委員のみなさんに取材があった場合には、局賃金室が窓口で対応する旨お伝えくださいますようお願ひいたします。以上です。

○伊藤部会長

本日は各委員のご協力により、答申することができました。各委員のご協力に感謝申し上げます。

皆様からご質問やご意見ございますか。

それでは、これをもちまして本日の専門部会を終了します。ありがとうございました。